説明資料1

報告2 景観資源の保全と活用について

札幌市の景観資源に関する制度の概要

制度の名称	根拠法令	登録等 の種類	開始時期	支援の有無とその内容 (例:助成金制度、技術的支援等)	指定 登録 状況
景観重要建造物	景観法	指定	平成20年4月	技術的支援や外観の維持・保 全のための改修工事等にかか る費用の一部助成(景観重要 建造物等助成金制度)	2件
景観重要樹木	景観法	指定	平成20年4月	同上	0件
札幌景観資産	札幌市 景観条例	指定	平成20年4月	同上	26件
活用促進景観資源	札幌市 景観条例	登 録	平成29年4月	なし	_

本市における景観資源の条例上の位置付け

景観重要建造物・札幌景観資産

- ・札幌市が、景観法・札幌市景観条例の規定に基づき、良好な景観の形成上価値があると認めるものを指定する。
- ・指定にあたっては、あらかじめ景観審議会への意見聴取を行う。

活用促進景観資源

・札幌市が登録、もしくは市民等が登録を提案することができる。市が登録基準に適合していると判断した場合、登録する。

景観計画に示す景観資源の保全と活用に関する新たな取組の方向性

景観資源における 価値のとらえ方の拡大

歴史的価値に限らず、多くの市民 が景観上優れていると感じているも のや、シンボル性が高いものといっ た観点を重視していく。

新たな登録制度の運用

景観資源について、良好な景観の形成に生かす可能性を広げるため、これらをゆるやかに位置付ける「活用促進景観資源」の登録を検討する。



今年度の取組

登録の足がかりとなる基礎情報の調査や運用方針の整理・検討、 具体的な運用のあり方を検討する。

活用促進景観資源の保全・活用に係るスケジュール

	12月 1月		2月	3月	H30年度
運用方針	● 運用方針の方 [●ヒアリンク		●運用方針(案)	●運用開始 (予定)	
周知方策	●周知に係る取締	組の方向性	●周知方針(案)	●取組開始 (予定)	
景観審議会	●第2回 景観審議会			●第3回 ●第3回 景観審議会	

運用方針の方向性

景観重要建造物の指定基準 (景観法施行規則第6条第1項、第2項 (一部抜粋))

法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

札幌景観資産の指定基準(札幌市景観条例第36条第1項)

市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物等(景観重要建造物及び法第19条第3項に規定する建造物を除く。)、樹木(景観重要樹木及び法第28条第3項に規定する樹木を除く。)その他の物であって、良好な景観の形成上重要な価値があると認めるもの(以下この項において「資産」という。)を札幌景観資産として指定することができる。

- (1) 意匠、様式(樹木にあっては、樹容)等が良好な景観を特徴付け ている資産
- (2) 地域の歴史を物語る象徴的な資産
- (3) 市民や観光客から親しまれている資産
- (4) 将来の街づくりにいかされる可能性のある資産
- (5) その他特に市長が良好な景観の形成上重要な価値があると認める資産

活用促進景観資源の登録基準(札幌市景観条例第41条の2第1項)

市長は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、**良好な景観の形成上、価値がある**と認めるものを、活用促進景観資源として登録することができる。

- (1) 建築物
- (2) 建築物以外の工作物
- (3) 樹木
- (4) 前3号に掲げるものが一体を成している区域
- (5) その他市長が必要と認めるもの

運用方針の整理が必要

運用方針を整理するにあたって

景観計画の理念や目標等から 踏まえるべき基本的な視点

- ・象徴的である
- ・歴史性が感じられる
- ・活用・活動への発展性がある
- ・市民等の関心を喚起する

景観計画・条例で 整理されている視点

より具体的な 視点の整理が必要

市民等の関心を喚起する視点①



誰でも見ることができる

視点①の参考事例:地域景観資源登録制度(東京都練馬区)

まちの中で地域の人々に親しまれ、今後も大切にしていきたい身近な資源を 「とっておきの風景」として登録している。

- 1. 区民に親しまれ、地域を特徴づける景観を形成しているものであること。
- 2. 道路その他の公共の場所から望見され、 区民等が景観資源を共有できるものであること。
- 3. 所有者がいる場合は、 該当所有者の了解を事前に得ていること。
- 4. 全3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準。



練馬区ホームページより

市民等の関心を喚起する視点②



共感できる

視点②の参考事例:きたかみ景観資産(岩手県北上市)

地域住民や事業者が主体となって取り組む活動と景観資源を認定し、自主的な活動やルールづくりを支援している。

- 1.景観としての価値があること
- 誰でも見ることができるか
- ・誰もが心地よいと思う景観になるか
- 2.地域の共感があること
- ・地権者、所有者の了解があるか
- ・地域住民の共感が得られるか



きたかみ景観資産ホームページより

市民等の関心を喚起する視点③



コミュニティとの 結びつきがある

視点③の参考事例:地域風景資産(東京都世田谷区)

財政支援による厳選された資源の保全が目的ではなく、選定のプロセスに重きを置く制度(区民等の参加を呼び掛けている)であり、選定をきっかけとした風景づくり活動を重視している。

- 1. 風景としての資産の価値があること
- 2. 地域の共感・共有があること
- 3. 風景づくりにつながるアイデアがあること
- 4. コミュニティづくりにつながる 可能性があること



世田谷区「とっておきの風景」 ホームページより

運用方針の策定にあたっての方向性について

景観計画の理念や目標等から 踏まえるべき基本的な視点

- ・象徴的である
- ・歴史性が感じられる
- ・活用・活動への発展性がある
- 誰でも見ることができる
- ・共感できる
- コミュニティとの結びつきがある

札幌らしい特長のある資源を拾い上げる視点

季節、気候、色彩、 自然、地形···

2つの視点を踏まえた運用方針を策定

周知に係る取組の方向性

本市で取り組んでいる景観資源に係る周知・広報活動

札幌市ホームページ上での 情報公開

景観重要建造物や札幌景観資産等 についての情報を各物件ごとに紹介 しています。





都市計画情報提供サービスで の情報公開

札幌市ホームページから、市民や事業 者に向けて、景観重要建造物や札幌景観 資産の位置・名称をお知らせしています。



本市で取り組んでいる景観資源に係る周知・広報活動

「れきけん×ぽろたび」冊子の活用

観光部局と連携したシティプロモートの一環として、歴史的建造物を通じて地域への愛着を育むとともに、市内外に本市の景観的魅力を伝えるため、景観資源や文化財等を解説や写真を交えて紹介する冊子を発行。これまでに1万部以上を配布している。



周知に係る取組の方向性を整理するにあたって

これまでの周知・広報活動

- ・札幌市ホームページ上での情報公開
- ・都市計画情報提供サービスでの情報公開
- ・「れきけん×ぽろたび」冊子の配布

活用促進景観 資 源 の 周知に使える ツ ー ル



広く周知するための 新たな取組が必要

周知に係る取組の方向性①



民間団体と連携した周知活動の実施

参考事例①:岩手県北上市の取組

北上市の景観整備機構であるNPO法人いわてNPO-NETサポートと連携し、「きたかみ景観資産」の周知や景観をきっかけとした地域住民・事業者が主体となって取り組む景観形成活動の支援を行っている。

【実施している主な取組】

- ・「景観さんぽ」の実施
- ・景観教育、普及啓発など





「景観さんぽ」の様子



景観さんぽ実施後の ニュースレターの作成

周知に係る取組の方向性①



民間団体と連携した 周知活動の実施

参考事例②:宮城県仙台市の取組

「NPO建築と子供たちネットワーク仙台」にて、杜の都の景観重要建造物等を活用したイベントの企画運営や、景観に対する知識や関心を深める活動を行っている。

【実施している主な取組】

- ・杜の都の景観重要建造物等での各種イベント (ひな祭り、まち歩き、コンサートなど)
- ・ブログによる情報発信
- ・景観教育、普及啓発など







NPO建築と子供たちネットワーク仙台、仙台市HPより

周知に係る取組の方向性②



登録を行うプロセスに住民が 参加してもらえる仕組みづくり

参考事例: 東京都世田谷区の取組

「地域風景資産」は、その選定の過程に住民が 主体的に関与することで、地域でのその後の風 景づくり活動を育むきっかけにつながっている。

【実施している主な取組】

- ・地域風景資産のホームページ上での公開 (電子地図アプリケーション、クイズコンテストなど)
- ・風景づくりに関する刊行物の発行
- ・まちあるきなどの催し など



電子地図での公開 ※いずれも世田谷区HPより



地域風景資産の推進Q&A



風景づくりの 刊行物

周知に係る取組の方向性③



景観資源を通して 楽しめる・学べる取組の実施

参考事例: 福岡県北九州市の取組

景観資源、景観重要建造物を巡るモデルコースの設定や市民ガイド育成、市の景観への「誇り」や「愛着」をテーマに北九州の新たな魅力を発見するツアーの実施などを行っている。

【実施している主な方策例】

- ・景観資源、景観重要建造物を巡るモデルコースの設定
- ・トイカメラやシティバイクを用いた景観探しツアー の実施(北九州市立大学との連携)など



景観資源・景 観重要建造物 をめぐるモデ ルコース



シティバイクを 利用した景観探し



市民ガイド養成講座

周知に係る取組の方向性

①民間団体と連携した周知活動を実施する

○民間団体(景観整備機構、NPO法人等)と連携し、周知活動に連携して取り組む。

②登録を行うプロセスに、住民が参加してもらえる仕組みをつくる。

- ○景観まちづくり指針の策定にあたって、あるいは既往の指針策定地区の活動として の取り組みの一つとして取り込む。
- ○特徴あるテーマを設定して活用促進景観資源を募集し、新たな資産を発掘する機会を広げる。
- ○登録手続きを簡単なプロセスで行える仕組みづくり

③活用促進景観資源を通して、楽しめる・学べる取組を実践する。

○単体での指定を増やす→連続性やストーリーを見出してまち歩きを楽しめるマップの作成などを行う。

周知に係る取組の方向性について

- ┈┈┈・ 札幌景観資産
 - - ・札幌市ホームページ上での情報公開
 - ・都市計画情報提供サービスでの情報公開
 - 「れきけん×ぽろたび」冊子の活用
 - ・民間団体と連携した周知活動の実施
 - ・登録を行うプロセスに 住民が参加してもらえる仕組みづくり
 - ・景観資源を通して 楽しめる・学べる取組の実施

